

委員会議事概要

1 委員会名	令和3年度 第3回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和3年6月11日（金） 14:00～16:00
3 開催場所	沖縄県水産会館5階大ホール
4 出席委員 (定数15名中13名)	<p>(会場参加)</p> <p>上原亀一委員、赤嶺博之委員、池田博委員、大城和夫委員、大嶺嘉昭委員、山内得信委員、</p> <p>(Web参加)</p> <p>伊良波宏紀委員、八前隆一委員、大谷健太郎委員、藤田喜久委員、山川彩子委員、天方徹委員、城間恒浩委員</p>
5 議事録署名人	大城和夫委員、藤田喜久委員
6 議事内容	
(1)第1号議案	浮魚礁の敷設承認申請について (P1～P15、別添)
【要旨】	新規承認申請が1基（名護漁協）と再承認申請114基（名護漁協、伊江漁協、今帰仁村、読谷村漁協、北谷町、浦添・宜野湾漁協、浦添市、那覇市沿岸・那覇地区・県近海鮪漁協、糸満漁協、渡名喜村漁協、久米島漁協、久米島町、八重瀬町、伊良部漁協、南大東村、沖縄県）があった。原案のとおり全て承認された。
【特記事項】	特になし。
(2)第2号議案	ウミガメの採捕承認申請について (P16～P25、別添)
【要旨】	試験研究目的4件（一般社団法人 全国水産技術者協会、NPO 法人日本ウミガメ協議会附属黒島研究所、石垣島ウミガメ研究会、Island Ecosystem Research）、その他1件（石垣市立崎枝小中学校）、漁業1件（宣甲夫）から申請があった。原案のとおり承認された。
【特記事項】	<p>【藤田委員】崎枝小中学校のケースは、申請だとタイマイだが、よく漂着するからタイマイを剝製にするのか、それともほかの亀でもいいのかを確認したい。また死骸等の扱いを委員会指示で定めていたのか。</p> <p>【事務局】タイマイと認識している。委員会指示で死骸に関する定めはないが、承認なしでの採捕は不可。承認を受けただけでは、所持・販売は不可だが、海区委員会としては承認の申請をしてもらっている。今回は初めて「その他」として扱う案を示した。</p> <p>【天方委員】崎枝小中学校に関する事務局の説明で、委員会指示の第1条の（4）に該当すると判断した事情や理由について説明して欲しい。</p> <p>【事務局】死骸を利用する初めてのケースだ。これは試験研究にも、漁</p>

業にも該当しないため、「その他」に相当すると判断し、今後の活用を考えて提案した。「特に必要と認められる者」の決まりや基準はない。

【天方委員】趣旨は理解できるが、理由が説明できないのは問題ではないか。

【事務局】申請は教育目的で「特に必要」で説明可能と考えている。県の漁業調整規則では、試験研究、教育実習、養殖の目的の場合は許可する制度がある。委員会指示には、教育実習のように教育目的というのはないが、考え方として、漁業調整規則と同じ漁業法令関係であるため、今回は「その他」に相当するとして提案した。

【赤嶺委員】佐敷中城の漁業者からの申請で、備考欄に食用の記載がある。申請では、アオウミガメ 10 頭、アカウミガメが 1 頭、タイマイ 1 頭となっている。タイマイを食用に利用した後の甲羅はどう処理するのか。タイマイが食用になったことはないと思うが。

【事務局】直接漁業者の方から聞き取りをした。その時点では、まだ新規で実績もないため、用途が明確になっていないとのことだった。食用としての用途は確定しているので、その用途で申請したとのことだった。

甲羅の利用等については、海区委員会で承認した後の用途や細かいことについては特に制約がないため、この時点で問題と認識していない。

【赤嶺委員】タイマイの場合、食用での利用した後の甲羅は、べっ甲に加工しても構わないのか。

【事務局】種の保存法で、甲羅などの取引をする場合に、登録する制度があり、それを売買するには、他の法律に抵触する可能性がある。食用目的での採捕は、委員会指示の範囲内だ。委員会指示で承認されて採捕された場合は、種の保存法の規定が除外されるため、特に問題はないが、改めて用途を確認して、適宜指導したい。

【赤嶺委員】許可する際に、タイマイに関しては、後処理について県が指導してほしい。

【事務局】採捕承認証の交付をするときに、漁協と漁業者に説明する。

【山内委員】食用に、タイマイやアカウミガメは適さないと先輩たちから伝え聞いている。タイマイはおいしくない、アカウミガメは中毒の可能性があると聞いている。そのため、この 2 種は、食用に適さないのだから、承認しないほうがよいのではないか。タイマイは、べっ甲材に使われる可能性もあるため、グレーな部分であり、問題がある。

【事務局】アカウミガメは、食用にすることもあるため、それ自体で何か規制にかかる、法に抵触するものではないと認識している。他に、観

	<p>賞用として、水族館等への販売というルートもあるが、今回は用途がはっきりしていない。観賞用の場合は、販売先まで事務局で確認した上で、承認している。また甲羅自体の販売が不可ではなく、別途手続が必要になる場合があるが、それを問題にした不承認はなかった。</p> <p>【城間委員】食用については、自家消費用なのか、販売目的なのか。</p> <p>【事務局】沖縄では、昔から漁獲対象として採捕し、食用にしているため、漁業者は採捕して、それを販売するのが、漁業目的での採捕となる。</p> <p>【城間委員】捕ったものは売る前提か。</p> <p>【事務局】漁業目的のものは、販売前提と認識している。食用ではなく、水族館等、観賞用として販売するケースもある。</p> <p>【城間委員】亀によっては毒性があるものもあるが。</p> <p>【事務局】タイマイに食中毒があると聞いている。アカウミガメでもあると聞いている。</p> <p>【城間委員】加工や販売の許可は不要なのか。</p> <p>【事務局】委員会指示では、採捕を承認するかが問題になる。採捕されたあとについては、委員会指示では規定されていない。</p>
<p>(3) 協議事項</p>	<p>ソデイカ委員会指示に向けたスケジュールについて (P26～P34、別添)</p>
<p>【要旨】</p>	<p>今年の9月末に現在のソデイカの委員会指示の期限が切れるため、新たな委員会指示の発動のために、9月の海区委員会では、その委員会指示が議案として提案される見込みである。今後の作業内容とスケジュールの事務局案について説明を行った。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>【池田委員】スケジュール的にはいいが、以前から課題になっている奄美海区と禁漁期間を合わせるように、何とか調整できないか。</p> <p>【事務局】奄美海区の漁期（11月～6月）は、今のところ変更はない。鹿児島県からの情報で、先に行われた奄美海区の漁業調整委員会において、禁漁期の変更に積極的な動きはなかったと聞いている。</p> <p>また、奄美海区との交流については、昨今コロナウイルスの感染拡大状況で、直接の交流は難しいため続いていない状況だが、こちらからウェブ等も活用して交流できないかという打診はした。</p> <p>【池田委員】同じ漁場で漁をすることがあるので、できるだけ奄美海区と禁漁期間を合わせたい。事務局から働きかけをお願いしたい。</p> <p>【山内委員】資源の減少は漁業者も深く感じている。船の大型化や冷凍設備を持って遠方に出漁する船も現れている。沖縄のソデイカのルールのある海区は、今のところ線引きがない。どの範囲が沖縄のソデイカに関する資源管理のルールのあるのか、明確な海域が示され</p>

ていない。そのなかで大型化した船はどんな扱いになるのか。例えば公海上で、200 海里以遠に出ていってソデイカを捕るという漁業が始まったときに、どのような扱いになるのか。今後の大きな課題になると思う。

他県との連携、ルールの調整も必要だが、ソデイカの需要は広がっている。今まで見向きもしなかった市場でも需要が多くなっている。

今、一種船で操業しているのがほとんどだが、これを二種船に切り替えて遠方に出るようになった場合もどのような扱いになるのか、どのようなルールの下で操業を認めるのかというのは明確にされていない。ここは、皆さんで考えるべきじゃないか。

【事務局】 委員会指示が有効な海域は、明確に線が引けるものではないが、基本的に、沖縄県の取締が及ぶ範囲という説明している。概念的な線はあるが、基本的にはその定義により、明確な線を定めていない。

他県も同様で、海で県境が定まっている例は少ない。慣習や入会での利用が決まっている場合もある。委員会指示は、その範囲でしか有効ではない。もう一つ、公海のように、より遠くへ行った場合は、委員会指示の範囲外になるため、別のルールが必要だと思う。

ソデイカは、国の資源評価の対象種になることが決定し、資源調査も本格的に始まっている。今のところ、沖縄県と鹿児島県が中心だが、次第に、漁獲している都道府県などがその枠組みに入って、より大きな資源管理の枠組みができる可能性もある。また、ソデイカは世界中の熱帯域にいたので、国際的な資源管理が必要になる可能性もある。国の管理対象なので、大きな枠組みで考えられるようになると思う。

【山内委員】 かなりアバウトな世界だというのが否めない。今期はもう漁は終えたが、来期の出漁を計画しているソデイカ漁船はある。

もう二種船の許可を取って、それで公海上や小笠原のはるか東に出漁し、沖縄のルール外で操業し、他県の市場に水揚げする可能性もある。例えば勝浦とか。今、県外での需要がある。そこで水揚げをする場合、沖縄所属の船でも、県が管理できるのかという課題が、もう間近に出てくるのではないかと。

【事務局】 そういった情報をもとに、具体的な検討をする必要があると認識した。詳しい情報を提供してもらいながら、事務局としても個別に検討していきたい。現時点では何かしらの対応するのは、難しい。

【山内委員】 来期に向けて、沖縄船の管理を考えると、ルール制定の着手は進めるべきだと思う。

【事務局】 他の法律に関係する部分も多くあるので、整理しながら、考

えていきたい。